

南島原市ニュース

令和7年2月28日

タイトル

令和7年第1回南島原市議会定例会に
議案を追加提出しました。

令和7年第1回南島原市議会定例会に別添の議案を追加提出
しました。

〔配布資料〕
議案

担当部署	総務部 総務秘書課	担当者	内田 大介
直 通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは ☎		検索ワード	
担当者 連絡先			

令和7年第1回南島原市議会 定例会

(追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要〔P1〕

南 島 原 市

令和7年第1回南島原市議会定例会 追加議案

議案第26号 南島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

福 祉 保 健 部
こ ども 未 来 課

*家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第27号 南島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

福 祉 保 健 部
こ ども 未 来 課

*特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第28号 南島原市原城跡世界遺産センター新設工事(建築)請負契約の締結について

教 育 委 員 会
世 界 遺 産 推 進 室

*南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。

議案第29号 南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

総 務 部
人 事 課

*市長の給料の額を一時的に減額する措置を講ずるもの。

議案第 26 号

南島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

南島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

南島原市長 松 本 政 博

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

南島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南島原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援を行うこと」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認めるときは、前項第2号」を「いずれかを満たすときは、第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

南島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧	解説
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児に	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行うこと。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児に	【第6条の条文の内容】 連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）の確保について規定するもの。 【第6条第1項の改正内容】 ・略称規定の追加 ・引用条項、字句の整理

あつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。
以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育
の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望
に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は
保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係
る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、
次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第
1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に
確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間で
それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている
こと。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生
じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する
小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内
保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業
者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る
連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連
携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の
各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の
規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保

あつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。
以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育
の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望
に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は
保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連
携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の
各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号
の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間で

【第6条第2項の内容】

家庭的保育事業者等による保育
内容支援の実施に係る連携施設が
確保できない場合の例外規定を追
加するもの。

【第6条第3項の内容】

保育内容支援連携協力者につい
て、定義を規定するもの。

【第6条第2項の改正内容】

・字句の整理
・代替保育の提供に係る連携施設
が確保できない場合の例外規定を
追加するもの。

<u>した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6・7 (略)</u> 附 則 1～3 (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必	<u>それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略) <u>4・5 (略)</u> 附 則 1～3 (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必	【第6条第3項の改正内容】 ・代替保育連携協力者について、定義を規定するもの。 【附則第4項の条文の内容】 連携施設の確保が著しく困難な場合の経過措置を規定するもの。
--	--	---

要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～9 （略） （保育所等との連携）	要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～9 （略） （保育所等との連携）	【附則第4項の改正内容】 経過措置期間を10年から15年に改めるもの。
--	--	---

議案第 27 号

南島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

南島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

南島原市長 松 本 政 博

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

南島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南島原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行うこと」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認めるときは、前項第2号」を「いずれかを満たすときは、第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難で

あること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

南島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧	解説
(特定地域型保育事業の利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（南島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南島原市条例第17号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定	(特定地域型保育事業の利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（南島原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南島原市条例第17号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定	【第37条の条文の内容】 ・特定地域型保育事業の利用定員を規定するもの。 【第37条第1項の改正内容】 ・引用条項の整理 【第42条の条文の内容】 ・特定地域保育事業の特定教育・保育施設等との連携について規定するもの。 【第42条第1項の改正内容】 ・引用条項、字句の整理

子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者

子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

【第42条第2項の内容】

・特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設が確保できない場合の例外規定を追加するもの。

【第42条第3項の内容】

・保育内容支援連携協力者について

(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事

て、定義を規定するもの。

【第42条第2項の改正内容】

・字句の整理
・代替保育の提供に係る連携施設が確保できない場合の例外規定を追加するもの。

【第42条第3項の改正内容】

・代替保育連携協力者について、定義を規定するもの。

(2) (略) <u>6～11</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 1～3 (略) 4 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>業者等</u>という。) (2) (略) <u>4～9</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 1～3 (略) 4 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	【附則第4項の条文の内容】 ・連携施設に関する経過措置を規定するもの 【附則第4項の改正内容】 ・経過措置期間を10年から15年に改めるもの。
---	---	---

議案第 28 号

南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）請負契約の 締結について

南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）について、次のとおり契約を締結するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 524,370,000円
- 4 契約の相手方 吉次・中島特定建設工事共同企業体
代表構成員 長崎県諫早市小豆崎町697番地
株式会社吉次工業
代表取締役 吉次 泰祐
その他構成員 長崎県南島原市加津佐町乙86番地1
中島建設株式会社
代表取締役 中島 浩平

令和7年2月28日提出

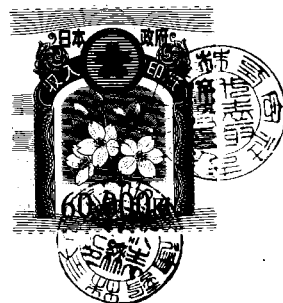
南島原市長 松 本 政 博

提案理由

南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上のため、議会の議決を経ようとするもの。



南島原市建設工事請負契約書



- 1 工事番号 6世工第3号
2 工事名 南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）
3 工事場所 南島原市南有馬町
4 工期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
5 請負代金額 ￥ 524,370,000 -
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 47,670,000 - ）
6 契約保証金

7 建設発生土の搬出先等

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、搬出先の名称及び所在地を特記仕様書に定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

8 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）解体工事に要する費用、（2）再資源化等に要する費用、（3）分別解体等の方法、（4）再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ別紙に記入する。

注：5の請負代金額には、（1）及び（2）に定める費用を含む。

9 住宅建設瑕疵担保責任保険

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、（1）保険法人の名称、（2）保険金額、（3）保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書3通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

仮契約日 令和 7年 2月 19日

本契約日 令和 年 月 日

発注者 住所 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2
氏名 南島原市長 松本 政博

印

受注者 吉次・中島特定建設工事共同企業体
代表構成員 住所 長崎県諫早市小豆崎町697番地

株式会社吉次工業

氏名 代表取締役 吉次 泰祐

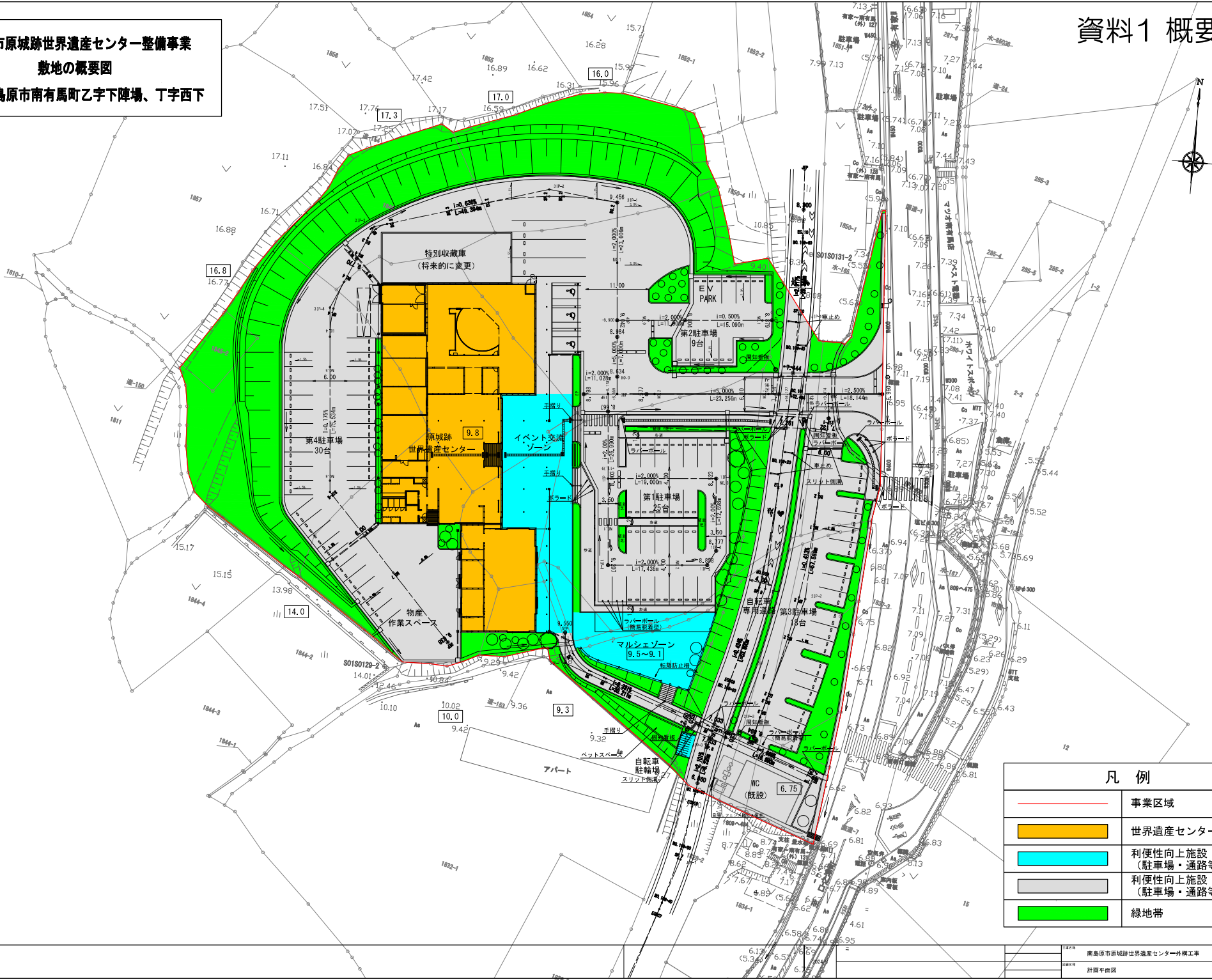
その他構成員 住所 長崎県南島原市加津佐町乙86番地1

中島建設株式会社

氏名 代表取締役 中島 浩平

南島原市原城跡世界遺産センター整備事業
敷地の概要図
長崎県南島原市南有馬町乙字下降場、丁字西下

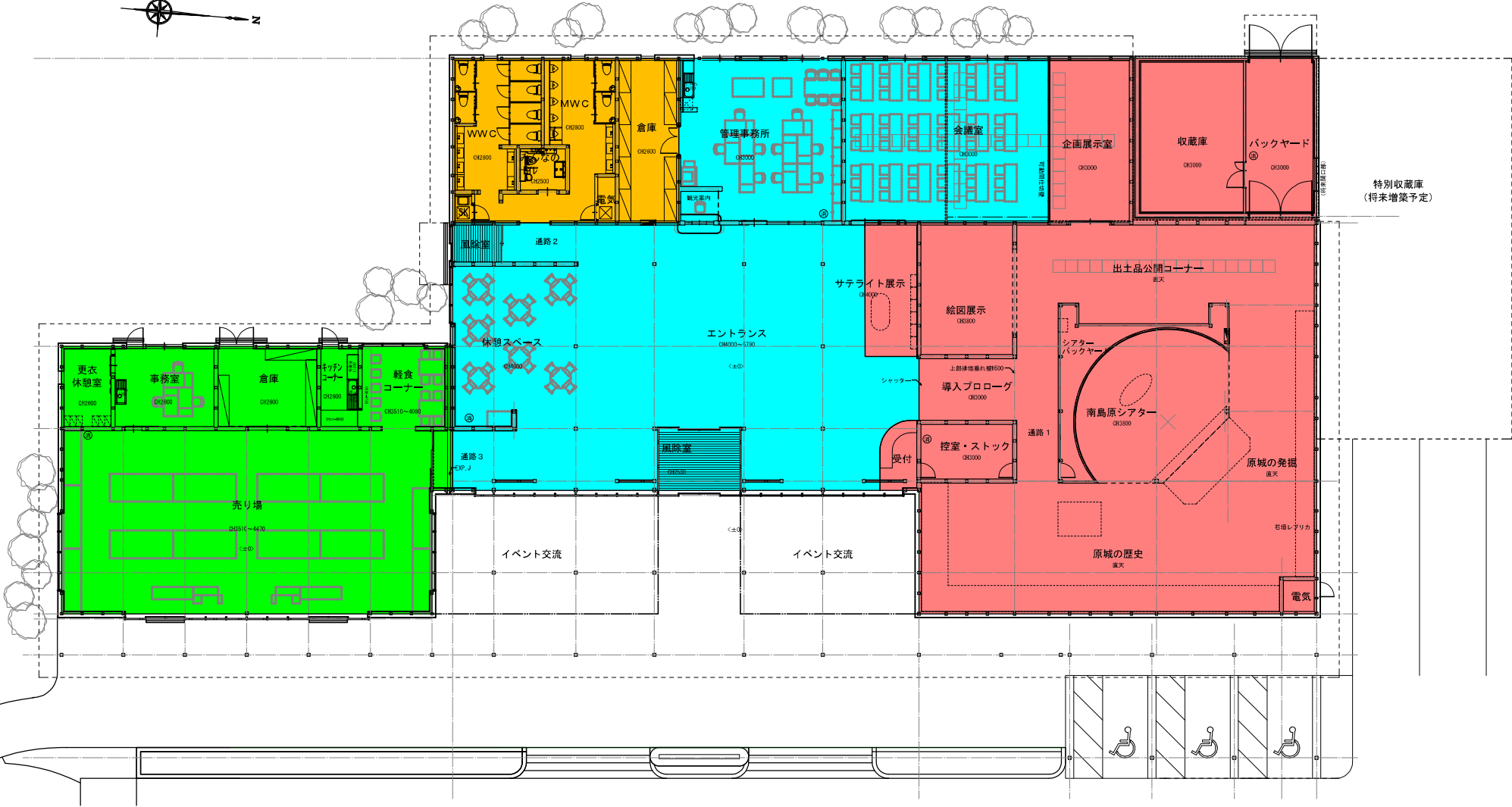
資料1 概要図



凡 例	
	事業区域
	世界遺産センター
	利便性向上施設 (駐車場・通路等以外)
	利便性向上施設 (駐車場・通路等)
	緑地帯

資料2 平面図

南島原市原城跡世界遺産センター整備事業
建物の概要図
長崎県南島原市南有馬町乙字下降場、丁字西下



凡 例	
	世界遺産ガイド施設
	観光案内施設
	物産販売施設
	利便性向上機能

資料3 イメージ図



入札結果表

事業概要等			
番号	6世工第3号	担当部署	教育委員会事務局世界遺産推進室
名称	南島原市原城跡世界遺産センター新設工事(建築)		
場所	南島原市南有馬町	履行期間	365 日間
事業区分	建設工事	入札・契約方法	制限付一般競争入札

日時	令和 7年 2月 4日 10時00分	場所	西有家あけぼの会館 1階 多目的室
執行機関	総務部管財契約課	立会人	契約班長
予定価格	¥512,948,000	ランダム係数(a)	0.99943748
最低制限価格	¥474,637,000	ランダム係数(b)	1.00336685

入札結果						
No.	商号又は名称	第1回	第2回	第3回		結果
1	宮崎・新栄特定建設工事共同企業体	¥478,900,000				
2	川田・三青特定建設工事共同企業体	¥482,000,000				
3	吉次・中島特定建設工事共同企業体	¥476,700,000				落札
4	星野・松尾特定建設工事共同企業体	¥477,170,000				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

議案第 29 号

南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

南島原市長 松 本 政 博

提案理由

市長の給料の額を一時的に減額する措置を講ずるため。

南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

南島原市長及び副市長の給与に関する条例（平成18年南島原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（市長の給料の額の特例）

- 7 令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に支給する市長の給料の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧	解説
附 則 1～6 (略) <u>(市長の給料の額の特例)</u> <u>7 令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に支給する市長の給料の月額、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。</u>	附 則 1～6 (略)	【附則第7項の内容】 市長の給料について、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの12箇月の間、第3条に規定する給料を50%減額するもの。